

平成30年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年9月4日（火曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 2 議案第46号 大仙美郷環境事業組合理約の一部変更について
- 第 3 議案第47号 大仙美郷環境事業組合の解散について
- 第 4 議案第48号 大仙美郷環境事業組合の財産処分について
- 第 5 議案第49号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 第 6 議案第50号 財産の取得について
- 第 7 議案第51号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第52号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第3号
- 第 9 議案第53号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第10 議案第54号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第11 議案第55号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
- 第12 議案第56号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
- 第13 議案第57号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第2号

議案審議（総括質疑～決算特別委員会付託）

- 第14 認定第 1号 平成29年度美郷町一般会計決算認定について
- 第15 認定第 2号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第16 認定第 3号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第17 認定第 4号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第18 認定第 5号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第19 認定第 6号 平成29年度美郷町水道事業会計決算認定について
- 第20 決算特別委員会の設置について
- 第21 決算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企画財政課長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住民生活課長	高 橋 久 也 君
福祉保健課長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会計管理者兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農業委員会長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智佳等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西鳥羽 裕 君	教育総務課長	煙 山 光 成 君
生涯学習課長	高 橋 一 久 君	代表監査委員	深 澤 克太郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第45号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 高橋 学氏は長年にわたる障害者支援施設、介護老人福祉施設の現場経験を通して家庭地域社会の実情に精通しており、平成25年1月より人権擁護委員を務められております。平成30年12月31日をもって同氏の任期が満了となることから、同氏を再び人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。

よろしく願い申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第45号の説明が終わりました。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第46号 大仙美郷環境事業組合規約の一部変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） 議案第46号 大仙美郷環境事業組合規約の一部変更についてご説明いたします。

提案理由ですが、大仙美郷環境事業組合及び仙北市が管理運営しています一般廃棄物処理施設について、平成31年4月1日から大曲仙北広域市町村圏組合に管理運営を一本化することに伴い、

大仙美郷環境事業組合の解散後の事務について、大曲仙北広域市町村圏組合に承継することに規約を改正したく、関係自治体と協議を行うものです。

規約の改正協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経なければならぬため議案を上程するものです。

協議する内容ですが、次の20ページと資料集25ページの新旧対照表がございますので、あわせてごらんください。

大仙美郷環境事業組合規約に新たに一条を加えまして、13条として「大曲仙北広域市町村圏組合がその事務を承継する。」とします。附則としまして、関係地方公共団体と協議後、県への提出許可が必要となりますので、施行は「知事の許可を受けた日から」とします。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第47号 大仙美郷環境事業組合の解散についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） 議案第47号 大仙美郷環境事業組合の解散について説明いたします。

提案理由ですが、大仙美郷環境事業組合及び仙北市が管理運営しています一般廃棄物処理施設について、平成31年4月1日から大曲仙北広域市町村圏組合に管理運営を一本化することに伴い、「平成31年3月31日をもって大仙美郷環境事業組合を解散する」ことについて、関係地方公共団体と協議を行うものであります。

解散の協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経なければならぬため議案を上程するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第47号の説明が終わりました。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第48号 大仙美郷環境事業組合の財産処分についてを上程

いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） 議案第48号 大仙美郷環境事業組合の財産処分について説明いたします。

提案理由ですが、大仙美郷環境事業組合及び仙北市が管理運営しています一般廃棄物処理施設について、平成31年4月1日から大曲仙北広域市町村圏組合に管理運営を一本化することに伴い、大仙美郷環境事業組合の財産を大曲仙北広域市町村圏組合に帰属させることについて関係地方公共団体と協議を行うものであります。

財産処分の協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経なければならぬため議案を上程するものです。

現在の財産等については、議案資料集26ページに掲載しておりますので、ごらんください。処分の内容は次の24ページで説明いたします。

一つとして、固定資産、組合債については、全て大曲仙北広域市町村圏組合に帰属させます。

二つとして、平成31年4月1日以降に発生する大仙美郷環境事業組合に関する事務及び経費については、全て大曲仙北広域市町村圏組合が承継、負担します。ただし、不足の経費については、随時、大仙市、美郷町が協議の上、負担するとしています。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第48号の説明が終わりました。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第49号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） 議案第49号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について、ご説明いたします。

提案理由ですが、大仙美郷環境事業組合及び仙北市が管理運営しています一般廃棄物処理施設について、平成31年4月1日から大曲仙北広域市町村圏組合に管理運営を一本化することに伴い、大仙美郷環境事業組合の共同処理する事務の内容について、引き継ぎのため大曲仙北広域市町村圏組合の規約を変更したく、関係地方公共団体と協議を行うものです。

規約の変更に係る協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経なければならぬため議案を上程するものでございます。

内容について説明いたします。議案資料集27ページをごらんください。第3条第7号を「準備事務に関する事」から「設置及び管理運営に関する事」に改めます。

26ページ、別紙にお戻りください。附則として規約変更の施行期日は、知事の許可を受け、平成31年4月1日からとします。

また、大仙美郷環境事業組合の事務を承継することを明記します。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第49号の説明が終わりました。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第50号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第50号 財産の取得について、ご説明いたします。契約書の案は議案資料集28ページに、入札執行の詳細については29ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

教育用コンピュータ機器を購入するに当たり、8月22日に指名競争入札により入札を執行した結果、2,106万円で大仙市泉町4番28号、秋田ゼロックス株式会社大仙営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成30年12月10日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第50号の説明が終わりました。

◎議案第51号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、議案第51号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第51号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不

均一課税に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、地域再生法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正したく提案するものでございます。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。

本条例は平成28年12月定例会にご提案し、ご承認をいただきましたが、地域再生法の一部改正により東京23区から本社機能を移転した場合に限り、固定資産税を3年間課税免除されることになりました。また、平成30年3月31日まで認定を受けた事業者が対象でございましたが、これを平成32年3月31日まで2年間延長するものでございます。

改正条文は30ページ・31ページにございますが、内容について新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表31ページをお願いいたします。

条例の名称ですが、本社機能の移転について不均一課税から課税免除することになり、町内の本社機能の拡充については、従来同様不均一課税となっておりますので、「課税免除等」と名称を変更するものでございます。

第1条の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画について、名古屋及び近畿の都市部についても東京23区から本社機能が移転した場合、課税免除の対象区域に加わったため、「認定地方活力向上地域」の次に「等」を加えるものでございます。

第1条の後段ですが、従来は本社機能の移転及び町内の本社機能の拡充ともに不均一課税としておりましたが、本社機能の移転について課税免除とするため表現を改めたものでございます。

第3条は、改正の概要で申し上げましたとおり平成30年3月31日から平成32年3月31日まで認定期間を2年間延長するため改正するものでございます。

32ページをお願いいたします。

東京23区から本社機能を移転する事業者に対し、従来は固定資産税が初年度ゼロ、2年目4分の1、3年目2分1でございましたが、課税免除により「ゼロ」にするものでございます。

第4条・第5条につきましては、条例の名称変更と同様の理由により「課税免除等」に変更するものでございます。

第6条につきましては、条例の名称変更と同様の理由並びに第1条の変更と同様の理由により変更するものでございます。

定例会議案30ページをお願いいたします。下から5行目、附則についてご説明いたします。

第1項は、本条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の条例の規定は本年6月1日以降に認定を受けた事業者の来年度の固定資産税に対し、適用し、本年6月1日より前に認定を受けた事業者の固定資産税については、条例改正前の規定を適用する旨定めておるものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第51号の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第52号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第52号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に3億3,552万5,000円を追加する件と、地方債の補正2件でございます。

初めに、38ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。

道路新設改良事業等の財源といたしまして、合併特例債につきましては6,750万円、過疎対策事業債につきましては1,960万円、それぞれの限度額を増額するものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） それでは、歳入から順次説明いたします。42・43ページをごらんください。

上段、13款2項1目総務費の国庫補助金ですが、戸籍システムから外字の文字情報を取り出す費用に対する補助金を計上いたしました。国からの補助率は10分の10、同額を歳出に計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 次に、14款3項1目4節統計調査費委託金ですが、工業統計調査の実施により委託金が確定いたしましたので増額するものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 15款1項2目1節の配当金でございますが、県南環境保全センターの保有株に対する配当金でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の15款2項財産売払収入3目生産物売払収入ですが、ラベンダーまつり終了に伴い、ラベンダー摘み取りによる収入が確定したので補正をお願いするものです。本年の摘み取り額は93万6,100円で、昨年実績の97万3,900円と比べ3万7,800円の減でござ

いましたが、本年の開催期間は31日間、昨年は37日間であり、1日当たりの摘み取り額は本年が3万197円、昨年は2万6,322円で、1日当たりの摘み取り額は本年が3,875円増加してございます。

下段の16款寄付金1項寄付金1目一般寄付金ですが、ラベンダー育成協力金で実績の額となっております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 44ページ・45ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金でございますが、額の確定により補正するものでございます。

続きまして、20款町債でございます。1項1目総務債は北ふれあい館施設改修工事費の精査により財源としての過疎対策事業債を減額するものでございます。

5目土木債は道路新設改良事業等との財源として合併特例債と過疎対策事業債を増額するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、歳出の説明を行います。46ページ・47ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の13節委託料でございますが、役場庁舎東側の漏水改修工事に係る実施設計委託料を計上してございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の13節委託料ですが、自治体が独自に作成している外字などの異なる文字情報について、国において、システム上での統一化を図ることを目的に外字情報を収集抽出するための費用の補正計上をお願いいたします。

○企画財政課長（高橋 穰君） 次の5項1目基幹統計費でございますが、県からの工業統計調査委託金の額の確定により対応する歳出科目消耗品の額及びその財源を調整するものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 3款1項1目3節時間外勤務手当ですが、災害時にみずから避難することが困難な高齢者や障害者などに適切な避難支援が行われるように平常時から避難方法を決めておく個別計画の作成を早急に進めるため事業内容の説明会開催及び計画作成支援について各地区の自主防災組織等と調整をしておりますが、ほとんどの地区が休日や夜間をご希望されているため時間外勤務手当に不足が生じる見込みとなりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

2項1目11節消耗品費ですが、移動式こどもの駅用ブルーシート、抗菌マット、水を入れる容器の経費でございます。15節施設整備工事ですが、こどもの駅授乳スペースの工事費でございま

す。役場庁舎、公民館、総合体育館リリオス、湧太郎に設置する予定でございます。

48・49ページをお願いいたします。

上段の18節施設用備品ですが、移動式こどもの駅用テント2張、授乳室及び移動式こどもの駅用おむつ交換台6台、授乳用椅子6脚の経費でございます。

続きまして、4款1項1目23節返還金ですが、平成29年度分養育医療費国庫負担金の額が確定し、返還が生じることになりましたので計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 済みません。少し戻っていただきまして、3款2項3目児童福祉施設費11節需用費でございますが、こども園の調理器具等の修繕費用と食器の更新費用でございます。

○建設課長（木村英彰君） 6款1項8目農村整備費13節施設管理委託料でございますが、本堂城回農村公園の松・杉の枝が通学路にかぶさっており、積雪時に降り積もった雪が氷の塊となって落下して非常に危険であるとのことから高所作業車での枝剪定を行いたく補正するものでございます。

28節繰出金の減額でございますが、29年度繰越金額確定により繰出金を戻し入れるものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 7款商工費1項商工費2目商工振興費19節の空き店舗等対策事業補助金ですが、町内の2事業者が町内の空き店舗に入居し、新たに事業を始めることになり補正をお願いするものでございます。同じく19節のまちなかエリア活性化促進事業補助金ですが、町民がまちなかエリア、六郷字米町地内の空き地を取得し、事業所を新築の上、新たに起業する旨の申請があり補正をお願いするものです。

補正額247万5,000円の内訳ですが、47万5,000円が申請者の空き地取得に対する補助金でございます。補助率は工事費の3分の2、上限50万円となっております。200万円については、申請者が新築する事業所に対する補助金でございます。補助率は工事費の2分の1で上限200万円となっております。

なお、実施予定事業はリラクゼーション業で、アロマトリメント用ハーブ、植物油、精油を用いて全身の筋肉の手入れや整体を行うとのこととあります。

3目観光費7節賃金、11節需用費ですが、いずれもラベンダーまつりに使用した消耗品、パンフレット等の予算額に残額が生じたのでラベンダーまつり終了に伴い減額をお願いするものでございます。

50ページ・51ページをお願いいたします。

12節役務費手数料ですが、美郷のミズモの名称及びデザインを商標登録するために弁理士に支払う手数料について補正をお願いするものです。13節委託料ですが、いずれもラベンダーまつり終了に伴い委託料の請け差について減額するものでございます。

以上で、7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 8款2項2目道路維持費の11節修繕料でございますが、除雪車両の車両検定と修繕の見積もりを行ったところ、昨年度の豪雪による修繕費用が見込みよりかかり増しになることとなりました。その修繕費としまして789万円、消雪路線の消雪パイプや制御盤の修繕271万2,000円の補正をお願いするものです。

12節の手数料では昨年度の豪雪により破損した竹ポール、デリネーターの処分量が増加し、今後予定している除雪に支障となる枝の処分費用が不足となる見込みであることから補正をお願いするものです。

13節の道路維持作業委託料は8月に実施した通学路合同点検にて指摘されました見通しの悪い交差点などの街路樹の剪定処分費用などを補正するものでございます。

15節の一般土木工事では同じく通学路合同点検で指摘された安全施設、具体的にはガードレール、側溝のふたなどの改修工事費で、路面表示工事はグリーンベルトなどの設置を予定しております。舗装工事につきましては、マンホール周りの段差解消等のパッチング費用を計上しております。

16節補修用資材につきましては、砂利道に敷く砕石が不足の見込みのため計上しております。

続きまして、3目道路新設改良費につきましてご説明いたします。本日お配りいたしましたA3横の位置図をあわせてごらん願います。

13節委託費につきまして、図面番号2番拡幅要望のありました板堰熊野線延長180メートル、並びに図面番号5番米ノ口・南明田地線延長180メートルの2路線の測量設計業務並びに登記事務委託料を計上するものです。

なお、工事はいずれも31年度以降を予定しております。

15節工事請負費につきましては、ただいま説明した2番と5番を除く路線について計上しております。一般土木工事として9路線770メートル、舗装工事としまして11路線2,480メートルとなっております。

17節の土地購入費は拡幅用地として720平米分の購入費を計上しております。

補正予算書52ページ・53ページをお開きください。

8款5項1目下水道費の28節繰出金の減額でございますが、29年度繰り越し額確定による繰出

金を戻し入れるものです。

8款6項1目住宅管理費の11節修繕料につきましては、熊野住宅のひさしや塚住宅の電気温水器などの修繕費用を計上しております。15節の建築一式工事につきましては、上鑑田住宅の経年劣化で破損した物置の更新費用でございます。

8款は、以上です。

○教育総務課長（煙山光成君） 10款2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費でございますが、仙南小学校体育館音響設備の改修工事と六郷小学校グラウンド照明設備の整備費用でございます。

また、2目教育振興費14節使用料及び賃借料でございますが、コピー機の使用料に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

次の3項中学校費1目学校管理費でございますが、修繕費用が不足する可能性があることから小破修繕に即時対応できるよう増額をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次のページをお願いいたします。

4項1目19節秋田県マーチングバンドプレミアム交流会補助金でございますが、昨年ホストタウン関連事業で秋田県マーチングバンド・バトントワリング連盟主催の交流会を開催いたしました。その祭タイ・バンコクよりマーチング指導者を招聘いたしました。今年度もご来町いただけることとなり、10月13・14の両日、リリオスで開催予定であります。その補助の追加をお願いするものです。

次の3目9節ですが、今年度、当課に新規に学芸員資格を持つ職員が配属となつてございますが、発掘専門研修基礎課程に派遣したく、その費用の追加をお願いするものでございます。研修は奈良文化財研修所で行われ、10月6日から7泊の予定でございます。

次の13節伐採業務委託料でございますが、千畑塚地区の一里塚サイカチの木のひこばえが大きくなり周辺に影響が出ているため、その整枝作業費の追加をお願いするものです。

次の4目12節は北ふれあい館の期限切れ消火器の処分費用でして、次の13節施設管理委託料は公民館敷地南側に植栽してあります松の葉が赤く変色している箇所がございまして診断をお願いしたところ、樹勢不足と松くい虫防除が必要と判断されたため、その費用の追加をお願いするものです。

次の5項2目11節修繕料でございますが、総合体育館リリオスエントランスのエアコン室外機にエラーメッセージが出ており、その修繕料が不足するため追加をお願いするものです。

2目の説明は、以上です。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目学校給食費でございますが、学校給食センターの修繕料に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 次に13款1項1目基金費ですが、今後の町債の繰り上げ償還等に必要な財源を確保するため減災基金に積み立てるものでございます。

続きまして、14款予備費でございます。56・57ページをお願いいたします。

8月末現在における予備費の充用の実績は14件1,019万1,000円となっております。今後の災害対応や施設の維持管理、運営等に支障の来すことのないよう増額するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第52号の説明が終わりました。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第53号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第53号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

今回の補正は5,900万7,000円を追加するものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、68・69ページをお願いいたします。

4款2項2目特別交付金ですが、国民健康保険給付費等交付金県特別交付金の当初交付額の確定及び元号改正等による国保ラインシステム改修費全額補助が確定したことによる増額を計上しております。

7款1項2目その他繰越金ですが、前年度繰越金の額が確定しましたので増額を計上しております。

8款3項6目過年度収入ですが、平成29年度分退職者医療療養給付費等交付金の額が確定し、追加交付となるため増額を計上しております。

続きまして、歳出でございます。70・71ページをお願いいたします。

1款1項1目電算システム改修委託料ですが、元号改正等による国保ラインシステムの改修費でございます。

6款1項1目ですが、歳入の特別交付金の増額に伴う財源の変更でございます。

10款1項1目予備費ですが、補正調整額で今後の緊急時に対応するため増額計上しております。

す。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第53号の説明が終わりました。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第54号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第54号につきまして、ご説明いたします。78ページ・79ページをお開きください。

歳入。3款1項1目1節一般会計繰入金につきまして、29年度繰り越し額の確定により繰入金を戻し入れるものでございます。

4款1項1目1節繰越金は29年度繰越金額確定により計上するものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第54号の説明が終わりました。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第55号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第55号につきまして、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,363万7,000円とするものでございます。

88ページ・89ページをお開きください。

歳入。4款1項1目1節一般会計繰入金につきまして、29年度繰り越し額の確定により繰入金を戻し入れるものでございます。

5款1項1目1節繰越金は29年度繰越金額確定により計上するものでございます。差額の296万5,000円の内容につきましては、歳出にて説明いたします。

90ページ・91ページをお開きください。

1 款 2 項 1 目施設管理費の、初めに下段15節機械器具設備工事につきまして説明いたします。

町内 6 施設の定期点検を実施したところ、野荒町地区処理施設におきまして停電時に自動稼働するはずの排水装置が経年劣化のため起動しない状態であることが判明しました。このため自家発電装置を設置し、停電時にも十分対応できる態勢を構築したく計上するものでございます。

なお、自家発電装置は水道事業統廃合により閉鎖された旧六郷西部地区浄配水場に設置されておりました装置を移設し、活用するものでございます。

戻りまして、13節の電気設備保安保守点検委託料は先ほど説明した自家発電装置の設置以降の保守点検費であります。これにより、歳出額296万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第55号の説明が終わりました。

◎議案第 5 6 号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第56号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第56号について、ご説明いたします。

今回の補正は、17万7,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、100・101ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目繰越金ですが、前年度繰越金の額が確定しましたので増額を計上しております。

続きまして、歳出でございます。102・103ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目予備費ですが、歳入の前年度繰越金分を計上しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第56号の説明が終わりました。

◎議案第 5 7 号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第57号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第57号につきましてご説明いたします。

初めに、補正予算実施計画明細をご説明いたします。110ページ・111ページをお開きください。

資本的支出、1款1項1目施設改良費の仙南東部地区送水ポンプ交換工事でございます。この施設は平成7年に浄水場が完成し、以来23年間稼働している送水ポンプ、これの能力低下が定期点検により確認されたことから交換工事を行いたく補正するものでございます。

105ページにお戻りください。

これに伴い、第2条下段に記載のとおり資本的支出を473万1,000円増額補正するものでございます。

第2条中段、当年度分損益勘定留保資金8,446万2,000円を過年度分損益勘定留保資金8,883万5,000円と改める理由としまして、平成29年度の決算により損益勘定留保資金が確定したことにより過年度から優先して充当するものでございます。

また、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を改める理由としまして、先ほど説明いたしましたポンプ交換工事に支出する消費税分が還付されることが見込まれるため改めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第57号の説明が終わりました。

◎認定第1号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、認定第1号 平成29年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、平成29年度一般会計・特別会計及び水道事業会計決算は、いずれも決算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的、大局的な質疑としてください。

それでは、説明が終わっておりますので、一般会計決算の総括質疑を行います。質疑ありませんか。6番、森元淑雄君。

○6番（森元淑雄君） 監査委員の審査の意見では、平成28年度会計で処理すべき支払いについて平成29年度会計で処理するといった一部において不適正な事務処理があったのでチェック機能の強化と確認作業の徹底を期するとありますが、このことは先般の第6回臨時会で不適正な事務処

理について、その関係者と町民の皆様におわびを申し上げたところでありますが、まずほとぼりが冷めたときに、また同じようなことが起こることに対しては、町長はこの再発防止に努めると言っておりますが、どのように再発防止に努めていたのかお伺いをいたします。

○議長（澁谷俊二君） 町長、答弁願います。

○町長（松田知己君） まことに生じた不適切な事務については、重ねておわびを申し上げるところですが、再発防止策としては、やはりチェック機能ということで決裁をする者において、その事務の適切さをチェックするという、また職員においては研修等において適切な事務を今まで以上に心がけるということ、この2点をもって防止策として考えておりますし、実施してるところであります。

○議長（澁谷俊二君） 6番、森元淑雄君。

○6番（森元淑雄君） 臨時会でもやっぱりそのような職員全体で不適切な事務をなくすというように、それから各課でチェック態勢の再確認というようなことを申しておられましたが、このようなことで本当に不適正なことをなくすことができるのかどうか、ちょっと私にはできないような気がいたします。なぜかといいますと、そのときは各課全員でチェック機能をしていくと思えますけれども、だんだん時間がたつにつれまして仕事はやっぱり自分の仕事のほうに徹底してしまふような、責任者が誰もいないというようなことになりかねないと思いますので、納税対策班的なものとか、そういうチェック機能を責任ある人に、的なる組織にするとか、そういう効き目のある対策を講じるべきではないかというふうに思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 町長。

○町長（松田知己君） 適切な事務の推進について屋上屋を重ねる必要はございませんので、今の体制において適切にチェックをしているということでご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。これで、認定第1号 平成29年度美郷町一般会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第2号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、認定第2号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第2号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、認定第3号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第3号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第4号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、認定第4号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第4号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第5号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、認定第5号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認

定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これで、認定第5号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第6号の総括質疑

○議長(澁谷俊二君) 日程第19、認定第6号 平成29年度美郷町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これで、認定第6号 平成29年度美郷町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。
以上で、総括質疑を終わります。

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第20、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

◎決算特別委員会の委員の選任について

○議長(澁谷俊二君) 日程第21、決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩します。

(午前10時48分)

(午前10時49分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり14人を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員は、ただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時49分)

(午前10時50分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、決算特別委員会委員長に15番、熊谷隆一君、副委員長に6番、森元淑雄君が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月12日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前10時51分)

